

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 39 年 1 月までの期間及び 40 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 40 年 7 月

高校卒業後に就職した会社を昭和 36 年 11 月に退職し、38 年 4 月に結婚するまでは家業の手伝いをしていた。

国民年金には、昭和 36 年 11 月ごろに加入手続をして、保険料は親が兄夫婦の分と一緒に納付、結婚後は夫の母親が納付していた。

しかし、国民年金手帳に記載されている資格取得年月日、資格喪失年月日及び国民年金保険料の還付記録には不整合な点がみられ、社会保険庁の記録は信用できない上、申立期間は国民年金の未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 39 年 2 月 5 日に国民年金被保険者の資格取得、37 年 7 月 1 日に資格喪失と記載されており、取得年月日と喪失年月日に矛盾が生じているところ、同手帳には、昭和 37 年 1 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料が還付されたことも記載されており、適切な事務処理が行われていなかったことがうかがわれる上、還付記録がある場合には、保存されるはずの申立人の特殊台帳は社会保険事務所に存在せず、還付整理簿も保存されていないため事務処理状況が不明である。

また、実家で一緒に家業に従事していたとされる申立人の兄夫婦は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付しており、結婚前、同居していた申立人の妹は、申立人は国民年金に加入していたと供述している。

さらに、申立人の国民年金手帳には、申立期間②の昭和 40 年 7 月の国民年金保険料は還付された旨が記載されているが、申立人は厚生年金保険の資格を 40 年 7 月 26 日に喪失しており、申立期間②は国民年金の任意加入が可能な期間であるため、いったん保険料が納付済みであった期間について、誤って還付されたことにより、未加入期間とされていることがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 431

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年12月まで

昭和42年4月から43年12月までの私の国民年金保険料の未納通知が郵送されてきて、厚生年金保険後の国民年金保険料が納められていないことを知った父が、保険料を一括で支払ったと言っていた。父がいつごろどこで納めたかは憶えていないが、納付したのは確かなので申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の申立期間の欄には、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付する場合に必要な金額の記入があり、納付勧奨及び納付書が発行されたものと推認されるところ、同様に国民年金手帳に過年度納付をする場合に必要な金額が記入されている昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、46年2月16日に過年度納付されていることが社会保険事務所の特殊台帳により確認できることから、申立期間の保険料も申立人の父親が特例納付したものとするのが自然である。

また、申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、すべて納付済みである上、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の両親は、制度発足当初から国民年金に加入し、保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、父親は申立期間当時、Aの職業に就いており、特例納付に必要な資力は十分あったと供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における取得日を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月25日から同年10月1日まで
(A社)
② 昭和45年4月1日から同年5月1日まで
(B社)

昭和43年3月、大学卒業と同時にC社に入社し、数か月後に同社の関連会社であるA社に転勤した。C社からA社に異動した間の4か月が厚生年金保険加入期間の欠落となっているが、間をおかずに勤務した。

また、昭和44年9月21日にD社に入社し、45年3月31日まで勤務し、翌日から同社の関連会社であるB社のE事業所に異動した。45年4月の1か月間が厚生年金保険加入期間の欠落となっているが、間をおかずに勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和43年6月25日にC社から関連会社であるA社に異動したと主張しているところ、社会保険事務所が保管するC社及びA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の氏名が記載されている上、当該事業所の社員寮での申立人の記憶が元同僚の供述と一致することから、申立人がC社からA社に継続して勤務していたことは推認することができる。

また、申立人が異動した昭和 43 年中に、C 社から関連会社の A 社への異動が確認できた元同僚 6 人において厚生年金保険の加入期間の空白は無い。

さらに、C 社及び A 社の元代表取締役は「当時、A 社で届出事務をしていたのが誰かを覚えていないので、事実は分からないが、C 社において、在職中に厚生年金保険の資格を喪失することはない。また、関連会社間の異動の場合は、異動した先で再度試用期間を設けることはないと思うし、A 社においても在職中に厚生年金保険の資格を喪失することはないだろう。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 43 年 10 月の社会保険事務所の記録から 2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業所は廃業しており、事業主は不明としているが、C 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、雇用保険における両事業所に係る申立人の資格喪失日及び取得日と同日であることから、社会保険事務所が誤って記録したとは考え難く、A 社の事業主が昭和 43 年 10 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 43 年 6 月から 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

申立期間②については、社会保険事務所が保管する B 社に係る職歴審査照会回答票に申立人が記憶する元同僚の氏名の記載がある上、B 社 E 事業所の社員寮での申立人の記憶が当該同僚の供述と一致することから、申立人が D 社から B 社に継続して勤務していたことは推認することできる。

また、昭和 39 年から平成 5 年までの間に D 社から B 社への異動が確認できた 42 人のうち 39 人において厚生年金保険の加入期間に空白が無い。

さらに、B 社本部の当時の人事総務部長は「自分は昭和 42 年頃、B 社本部に帰ってから、人事総務部長として、喪失と取得の間が空白にならないように人事課に指導していたはずである。D 社と B 社は法人格が違うが、法人格が異なる店舗から異動になっても、資格を喪失させたら翌日から次の店をつながるようにしていたはずである。」と供述し、また B 社本部の元人事課長も「法人格が異なる関連会社の間を異動するときでも、即日取得させていたので、空白はないはずである。」と供述している上、B 社本部の当時の人事担当者は「異動に伴う届出で厚生年金保険に空白が生じることはありえない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 45 年 5 月の社会保険事務所の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業所が廃業しており確認することはできないが、D 社における厚生年金保険被

保険者資格の喪失日及びB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、雇用保険における両事業所に係る申立人の資格喪失日及び取得日と同日であることから、社会保険事務所が誤って記録したとは考え難く、B社の事業主が昭和45年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る45年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月2日から同年9月1日まで
昭和36年3月にA社入社後、途中で退職せず、勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社が発行した勤務期間証明書及び人事記録並びに雇用保険の記録から、申立人は申立期間において、同社で継続して勤務し（昭和37年8月に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年9月のA社B事業所に係る社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月21日まで

社会保険庁の記録により、平成3年10月から4年9月までのA社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が実際の給料額より低い標準報酬月額に訂正されていたことが分かった。当該申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、当初、44万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成4年10月21日）の後の5年2月19日付けで、3年10月1日に遡^{そきゅう}及して14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A社における31人の厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額が、申立人に係る標準報酬月額の訂正日（平成5年2月19日）と同日に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険業務センターが保管する、A社に係る債権記録リスト及び同社に係る社会保険庁の記録から、同社が厚生年金保険料の滞納事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所に平成5年2月19日付けの標準報酬月額に係る遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

船員手帳に記載されたA社（現在は、B社）における雇入年月日は昭和 52 年 3 月 30 日であるのに、社会保険事務所の船員保険の資格取得日は同年 4 月 1 日となっている。何故 2 日間の相違があるのか納得できない。当該期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する人事記録カード及び申立人が所持している船員手帳の雇入年月日の記載から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の保管する船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の船員保険の資格取得日が昭和 52 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日に訂正されており、これは社会保険事務所の保管する船員保険被保険者原票照会回答票の申立人の資格取得日の記録と一致している。

また、申立人と同日にA社に入社した同僚二人についても、B社の保管する船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、船員保険の資格取得日が昭和 52 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日に訂正されている。

さらに、B社の担当者は、「船員手帳に記載されている雇入日である昭和 52 年 3 月 30 日に資格取得すると、同年 3 月分の賃金より保険料控除額の方が高くなる可能性があるため、52 年 4 月 1 日で資格取得したのではないか。52 年 4 月 1 日に資格取得しているのであれば、同年 3 月分の船員保険料は控除していないし、当然船員保険料も納付していないと思う。」と供述しているところ、申立人は当時の給与明細書等を所持していないため、申立期間において申立人の給与から船員保険料が控除されていたことを確認することが

できない。

加えて、申立人の元同僚の一人は「申立人とは同じ日の入社で昭和 52 年 3 月末と一緒に入社式に出席したことを覚えている。私の船員保険の資格取得日は同年 4 月 1 日になっているので、船員保険の保険料控除についても 4 月分からではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月6日から同年9月ごろまで
(A事業所)
② 平成3年2月16日から同年10月16日まで
(B社)

旧制中学校の3年生の冬休みにC事業所でアルバイトをし、昭和26年1月8日にいったん辞めたが、同年2月1日からC事業所でDとして再度、勤務を始めた。Dの上司が異動になってからも、別の部署に勤め、その後Eとして勤務し、9月一杯まで働いたと記憶している。同僚には同じ旧制中学校の同級生が二人いた。二人はEの勤務をしていた。

F事業所を昭和61年3月に定年退職した後、平成3年2月に公共職業安定所の紹介でB社G支店に勤務した。その年の秋の台風でG支店のトタン屋根がはがれ落ちて自分の車を破損したことを記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、H局総務部が保管する申立人に係るA事業所（C事業所で雇用されていた者の人事管理業務を行っていた。）の人事記録により、申立人は、昭和26年2月21日から同年7月5日まで当該事業所で雇用されていたことが確認でき、業務内容に関する申立人の記憶から、申立人が昭和26年9月ごろまでC事業所のEとして勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A事業所が保管する申立人に係る人事記録に記載された申立人の雇入れ日（昭和26年2月21日）及び退職日（同年7月5日）と同事務所の被保険者名簿に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得

日及び喪失日は、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載された被保険者記録と一致する。

また、H局総務部は申立期間①当時のA事業所の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

さらに、申立人の旧制中学校の同級生であり同時期にC事業所に勤務した同僚は、「自分も1年くらい勤務したが、厚生年金保険被保険者期間は昭和26年2月23日から同年3月20日までの1か月となっている。どんな理由で資格喪失になっているのかは分からないが、もともと厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が平成3年2月16日から4年1月25日までの期間について、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所の元専務は「B社は、20数店舗の社会保険等の事務手続を本社が一括して行っており、社長の指示で社会保険等の届出をしていたと記憶する。人の出入りが激しかったので、勤務してすぐに厚生年金保険に加入させる人もいたが、通常は3か月から数か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、連絡が取れた同僚数人が、「数か月間の試用期間があった。その間の保険料控除については覚えていない。」と供述しており、試用期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の元代表取締役は申立期間②当時の賃金台帳等を保管していないと主張し、申立人も給与明細書等、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 13 日から同年 8 月 31 日まで

昭和 33 年 5 月から A 市にあった B 社 C 支店に勤務した。初めの 2 か月は D 船舶に乗り、その後は E 船舶にて F、G として勤務した。同社には入社以来 38 年 2 月まで継続して勤務しているため、34 年 5 月 13 日から同年 8 月 31 日まで船員保険が未加入となっていることに納得できない。申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 5 月に B 社に勤務して以来 8 年間、申立期間を含め同社が所有する E 船舶に継続して乗船していたと供述しているところ、申立人が記憶する同僚のうち所在が確認できた二人からは、申立人の申立期間に係る勤務状況について具体的な供述を得ることができず、また、申立人は申立期間に係る船員手帳を所持していないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できない。

また、B 社が保管している厚生年金保険・船員保険被保険者資格喪失届及び取得届の控えにより、同社が申立人について昭和 34 年 5 月 13 日に資格喪失、同年 8 月 31 日に資格再取得に係る手続を行っていることが確認でき、申立人の同社における資格喪失及び再取得の年月日は、社会保険庁の記録とすべて一致している上、同年 5 月 13 日の申立人の資格喪失原因は、船員保険被保険者資格喪失届の控えに「本人の申出」と記載されていることから、申立人の自己都合による資格喪失と考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の船員保険被保険者名簿において、申立人が昭和 33 年 7 月 24 日に船員保険被保険者資格取得、34 年 5 月 13 日に資格喪失、同年 5 月 20 日に社会保険事務所が申立人の船員保険被保険者証

を回収したことを示す「保険証返納済 5.20」の記載がある上、申立期間に係る船員保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人が被保険者資格を取得したことを示す記載は無い。また、申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

なお、社会保険業務センターによると、申立人の厚生年金保険（船員保険）被保険者記録は、社会保険庁の記録と一致しており、旧台帳においても申立人の申立期間に係る船員保険又は厚生年金保険の加入記録の確認はできないとしている。

加えて、B社は現存しているものの、当時の人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況が確認できる資料を保管していない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から34年7月21日まで
姉がA県にあるBに嫁ぐことになり、私もそのBを手伝うことになったため、C市にあるD社を昭和34年7月20日に退職した。
脱退手当金が支給されたとされる昭和34年9月21日はA県内に住んでおり、C市を管轄する社会保険事務所へ行った覚えは無いので、脱退手当金は受給していない。

第3 委員会の判断の理由

D社の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後の20ページのうち、申立人の資格喪失日の前後2年程度の者のうち同社での被保険者期間が2年以上ある女性被保険者38人の脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人を含む37人に支給記録があり、そのうち36人が資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金支給後の昭和42年6月15日に再取得したE社の厚生年金保険台帳記号番号はD社の台帳記号番号と別番号であることから、脱退手当金の支給により、新規に手続を行い、別番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年9月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。